

特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備

目的

【児童発達支援センターによる支援】

児童発達支援記録システム (INCLSS) の活用により、0歳から18歳までの子どもの発達に関する情報を集約し、確実に早期発見・早期療育につなげる。

- ・関係機関と情報を共有し、専門性の高い指導・助言を行う。
- ・市民や関係機関等からの相談にタイムリーに対応する。
- ・子どもの発達をサポートする地域ステーションとして、適切な支援につなぐ。

【医療的ケアに対する支援】

西東京市立小中学校に在籍する医療的ケアが必要な児童生徒に対し、安全な環境で、安心して学校生活を送ることが出来るよう看護師による対応を行う。



成果

- ・0歳から18歳までの切れ目ない相談に対する体制が整備でき、適切かつタイムリーな対応が可能となった。
- ・児童発達支援センターに関わる子どもケース情報の共有が図られ、より専門性の高い指導・助言につながっている。
- ・関係機関等からの相談に対して、タイムリーな対応が可能となった。
- ・発達に心配や不安のある子どもへの適切かつタイムリーな支援につながっている。
- ・看護師の対応により児童生徒の安全性の向上、校外活動への積極的な参加、保護者の負担軽減につながっている。

事業内容

児童発達支援センターによる支援については、0歳から18歳までの児童の記録管理について、児童発達支援記録システム (INCLSS) により記録のシステム化を図り、ケース情報を詳細に共有し、専門性の高い指導・助言を行う。また、関係機関等からの問い合わせに対し、本システムを活用し、速やかな対応を図り、タイムリーに適切な支援につなげる。

さらに、関係機関等外部施設へのアウトリーチ支援において、本システムを活用し、より多くの情報を正確に共有し、各現場においてより適切な支援を行う。

また、西東京市教育計画(令和6年度～令和10年度)の中で、切れ目ない支援体制を充実させていくことを位置付けており、関係部署との連携について、連携会議「ステップアップ・ミーティング」(全体会及び分科会)を行う。本会議の中で、システム連携についての検討を進めていくとともに、これらの取組の内容について、本会議の中において周知を図っている。

令和4年度より児童発達支援センター化し、各種の説明会及び講座等地域への支援を強化し、普及啓発を図っている。

医療的ケア児に対する支援については、保護者及び関係機関からの相談を受け、医療的ケアが必要な児童生徒が在籍する市内小中学校にて看護師による対応を行う。(校外学習の場合も同行可能) 医師からの指示書を基に、入学前から打合せを行い、適切な医療的ケアについて情報共有を行った上で、より安全な学校生活を送ることが出来るよう支援を行う。

児童発達支援センターによる支援

基本理念 「子どもの発達を一緒に考え、地域の中ではぐくむ」
～切れ目のない発達支援と安心して子育てができる地域づくり～



きづく ⇒ つなぐ ⇒ のばす